

広島市水道局ウィークリースタンス実施要領（業務）

（令和２年９月１日制定・令和７年１０月１日最終改定）

1 目的

「働き方改革関連法」が施行され、労働基準法の改正により地質調査、測量、土木・建築コンサルタントなどの業種においては、時間外労働の罰則付き上限規制が適用されたことから、長時間労働の抑制は受発注者が共に取り組むべき課題となっている。

設計業務等を円滑かつ効率的に進めるため、１週間における受発注者間相互のルールや約束事・スタンスを目標として定め、計画的に業務を履行することにより、設計成果の品質を確保するとともに、より一層の労働環境改善に努めることを目的とする。

2 対象業務

災害対応等の緊急を要する業務を除く、全ての建設コンサルタント業務等（地質調査業務、測量業務、土木関係建設コンサルタント業務及び建築関係建設コンサルタント業務）

3 取組内容

受発注者が取り組む内容は次のとおりとし、双方、業務の進捗に差し支えない範囲で取り組むものとする。

- (1) ノー残業デーの時間外や休日等に作業が発生することの無いよう留意する事項
 - ア ノー残業デーは、勤務時間外の連絡及び１６時以降に掛かる打合せは行わない。
 - イ ノー残業デーに資料作成依頼を行う場合は、翌日を期限日としない。
 - ウ 金曜日（休前日）に資料作成依頼を行う場合は、翌週月曜日（休日明け）を期限日としない。
- (2) 勤務時間外に仕事をすることが前提とならないよう留意する事項
 - ア 資料作成依頼を勤務時間外には行わない。
 - イ 資料作成依頼を行う場合には、適切な期間を確保し期限を設定する。

4 取組方法

- (1) 初回打合せ時に、本取組の目的及び内容を発注者から受注者に説明し、実施する取組内容を、別紙１「ウィークリースタンス取組目標（初回打合せ時）」を基に確認する。
- (2) 受注者は、確認した内容を別紙１に記入の上、業務打合せ簿により提出し、受発注者間で共有する。
- (3) 受注者は、中間打合せ時等を利用し、発注者と取組内容の実施状況を確認し、改善案等を、別紙２「ウィークリースタンス中間フォローアップシート」に記入の上、業務打合せ簿により提出し、受発注者間で共有する。
- (4) 受注者は、業務完了時に、発注者と取組内容の実施結果を確認し、別紙３「ウィークリースタンス実施結果報告書」に記入の上、業務打合せ簿により提出し、受発注者間で共有する。
- (5) 確認内容に変更がある場合は、その都度、上記(3)の方法により受発注者間で共有する。

附則

この要領は、令和２年９月１日から施行する。

この要領は、令和７年１月１日から施行する。

この要領は、令和７年１０月１日から施行する。